

平成 25 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問合せ先 取 締 役 岩 崎 智 彦
(Tel. 03-5775-2100)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについての承認を求める議案を、平成 25 年 6 月 27 日に開催を予定している第 49 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主と利害の一致を図り株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社及びグループ会社の従業員、取締役（以下、「対象者」という）に対して、以下の 2. に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 800,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、100 株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の総数

8,000 個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」)に付与株式数を乗じた金額とする。払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値(終値のない日を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新規発行株式数 株当たり払込金額調整後払込価額 調整前払込価額
なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から3年間

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得の事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 新株予約権のその他の行使条件

- ① 1個の新株予約権につき一部行使はできない。
- ② 対象者は、従業員または取締役の地位を失った後も2年間かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退職（退任）または解雇（解任）により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ③ その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

(10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- ① 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

(11) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権の譲渡はできないものとする。

(12) 新株予約権の相続制限

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。ただし、新株予約権を相続するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

以上